

小牧市図書館業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、小牧市図書館業務委託プロポーザル実施要綱（令和 4 年 6 月 1 日 4 小教図第 223 号）（以下「実施要綱」という。）第 7 条の規定に基づき、本プロポーザルの実施について必要な事項を定めるものとします。

2 業務概要

(1) 業務名

小牧市図書館業務委託

(2) 業務場所

小牧市中央図書館（小牧市中央一丁目 234 番地）

小牧市えほん図書館（小牧市小牧三丁目 555 番地）

小牧市東部市民センター図書室（小牧市篠岡二丁目 23 番地）

小牧市北里市民センター図書室（小牧市下小針中島二丁目 130 番地）

小牧市味岡市民センター図書室（小牧市久保新町 60 番地）

(3) 期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日を予定

(4) 契約上限額

金 615,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 業務内容

別添「小牧市図書館業務委託仕様書」を参照してください。

3 選定の方式等

(1) 選定の方式

本事業者の選定は、公募型プロポーザル方式とします。事業者の選定にあたっては、以下の委員で構成される小牧市図書館業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）により行います。

なお、参加者が 1 者の場合においても委員会による審査を実施します。

区分	役職	氏名
委員	小牧市立図書館協議会会長	家禰 淳一
委員	こども未来部長	鍛冶屋 勉

委員長	教育部長	石川 徹
委員	教育部次長	伊藤 京子
委員	図書館長	矢本 博士

(2) 審査

参加者による技術提案書の説明(プレゼンテーション)と委員会委員によるヒアリング、審査を実施し、業務について最優秀者及び次点者1者を選定します。

最優秀者が複数の場合は、業務実施方針に係る合計得点の優劣により最優秀者を決定し、業務実施方針の合計得点と同点の場合は、見積金額が最も安価な者を最優秀者とします。

なお、次点者が複数の場合についても同様とします。

4 主催者及び事務局

(1) 主催者 小牧市教育委員会

(2) 事務局 小牧市教育委員会 図書館

住所：〒485-0029 愛知県小牧市中央一丁目 234 番地

電話：0568-73-9951 FAX：0568-73-7772

E-mail：toshokan@city.komaki.lg.jp

5 実施スケジュール

項目	日程
実施要綱等発表	令和4年 9月 21日(水)
参加表明書等の交付	令和4年 9月 21日(水)から
質疑受付	令和4年 9月 21日(水)から 令和4年 10月 5日(水)まで
質疑の回答	令和4年 10月 14日(金)
参加表明書等の提出期限	令和4年 11月 14日(月)
審査(プレゼンテーション、ヒアリング)	令和4年 11月下旬
結果発表(公表・通知)	令和4年 12月下旬

※各書類の事務局への提出は、中央図書館開館日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までに行うものとします。

6 評価基準

評価項目	評価事項	配点 (点)
1 業務実績	業務実績	10
2 業務体制	統括責任者の配置の考え方	10
	有資格者数	
3 業務実施方針	運営基本方針	40
	利用者対応に係る方針	
	研修方針・体制	
	個人情報保護方針・体制	
	人員配置計画	
	書架整理・資料整理等の考え方	
	その他提案事項	
4 コスト	見積価格は経済的か	20
5 プレゼンテーション	業務の理解度と取組意欲、質疑応答、総合評価	20
合 計		100

7 参加資格等

(1) 参加資格及び条件

参加資格及び条件は、以下のいずれにも該当する法人とします。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- イ 令和 4 年度の小牧市の入札参加者名簿に記載されている者で、図書等整理の業種登録事業者であること
- ウ 小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 11 年 3 月 4 日 11 小総第 47 号）に基づく指名停止の措置、小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 25 日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれらに準ずる措置を受けていない者
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、

会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の小牧市入札参加資格の登録がされたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立がなされなかった者とみなす。

(2) 応募の制限

ア 1参加者につき提案は1つとします。

イ 委員会委員の家族及び委員会委員の家族が実質的に関係する組織に所属する者は本プロポーザルに参加できません。

8 参加表明書等の提出方法

(1) 説明会

主催者によるプロポーザル実施に関する説明会は予定していません。

(2) 質疑応答

ア 提出書類

質問書（様式1）

イ 提出方法

持参又は郵送、電子メールにより令和4年10月5日(水)午後5時までに事務局へ提出してください。

郵送の場合、封筒に「小牧市図書館業務委託プロポーザル質問書在中」と朱書きにより明記してください。また、いずれの提出方法においても到着等の確認をされたい場合は事務局へお問い合わせください。

ウ 回答

一括して質問回答書としてとりまとめ、市ホームページで回答を公表(質問者の名称等は非公表)するとともに、事務局窓口にて閲覧できるものとします。

(3) 参加表明

ア 提出書類等

書類名		書類の内容
①	参加表明書	様式2
②	会社概要書	様式3
③	業務実績	様式4

④	業務体制	様式 5
⑤	技術提案書	任意様式（A 4 横（片面）20 頁以内（表紙・目次を除く） 様式集「技術提案書」を参考に作成してください。
⑥	見積書	様式 6

イ 提出部数

①から⑥までを順に揃えた原本を 1 部、④から⑥を順に揃えたものを 10 部提出すること。なお、提出書類の右端に各書類のインデックスをつけ、左上をダブルクリップで留めてください。

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により令和 4 年 11 月 14 日（月）午後 5 時（必着）までに事務局に提出してください。

郵送の場合、外装の分かりやすい位置に「小牧市図書館業務委託プロポーザル提出書類在中」と朱書きにより明記してください。

なお、郵送の到着確認をされたい場合は事務局へお問い合わせください。

(4) 審査

ア プレゼンテーション、ヒアリング及び審査

- ① 令和 4 年 11 月下旬に開催予定です。詳細については別途通知します。
- ② プレゼンテーション、ヒアリングに参加できる者は、1 者あたり 3 名までとし、本業務に従事予定の責任者は必ず参加してください。
- ③ プレゼンテーションは技術提案書の範囲内とします。
- ④ プレゼンテーションは 1 者につき 20 分以内で実施していただき、ヒアリングは 20 分以内を予定しています。
- ⑤ プレゼンテーションに必要なディスプレイ又はプロジェクター及びスクリーンは事務局で用意します。なお、参加者側で用意した機材を使用していただいても構いません。
- ⑥ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とします。

イ 費用負担

審査に係る費用は参加者の負担とします。

ウ 審査結果の発表

審査の結果については、参加者全員に通知するとともに、市ホームページ等で公開します。なお、審査結果に関する問合せ及び異議申立ては一切できないものとします。

9 選定後の手続き

- (1) 選定後、市が最優秀者として特定した者を業務に係る随意契約の相手方とし、市と最優秀者との間で業務内容を協議のうえ、契約を締結します。なお、協議が不調のときは、次点者を業務に係る随意契約の相手方とします。
- (2) 本プロポーザルは、業務を委託する事業者を選定するものであり、最優秀者の技術提案書の内容を全て採用するものではありません。

10 その他

(1) 失格要件

本プロポーザルにおいて、次のいずれかに該当すると委員会が認めた場合は、失格となります。

- ア 提出書類が、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- イ 提出書類が、実施要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合。
- ウ 提出書類に、虚偽の記載がある場合。
- エ 見積書(様式6)に記載の金額が契約上限額を超えている場合。
- オ その他、実施要領等に違反すると認められた場合。

(2) 接触の禁止

本プロポーザルの公告から審査結果が公表されるまでの間において、本件に関して、委員会委員及び事務局並びに関係職員(本要領に定める手続きは除きます。)に直接、間接を問わず接触をした場合は失格となります。

(3) 提出物の取扱い

- ア 提出書類は返却いたしません。
- イ 提出書類の差し替えは認めません。
- ウ 提出書類は、本選定に関する公表や出版、展示その他市が必要と認めるときに無償で一部又は全部を使用できるものとします。

エ 提出書類の著作権は参加者に帰属します。

オ 提出書類は、小牧市情報公開条例(昭和 61 年小牧市条例第 43 号)に規定する開示請求の対象となります。

(4) 言語、通貨及び単位

手続き等に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるものとします。